

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県長久手市岩作雁又1番地1	
氏 名 学校法人 愛知医科大学	
理事長 祖父江 元	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0561-62-3311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	学校法人 愛知医科大学
事業場の所在地	愛知県長久手市岩作雁又1番地1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	81, 83
②事業の規模	病床数900床
③従業員数	2,695名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	資料1に記載

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 資料2に記載			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	342 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 毎月廃棄量の集計し，特別管理産業廃棄物管理責任者を含め関係各所へ周知を行った。 ・ 廃棄分別ルール周知を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	332 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 毎月廃棄量の集計し，特別管理産業廃棄物管理責任者を含め関係各所へ周知を行う。 ・ 廃棄分別ルール周知を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄分別ルールについて，周知及び注意喚起を行った。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄分別ルールについて，周知及び注意喚起を行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

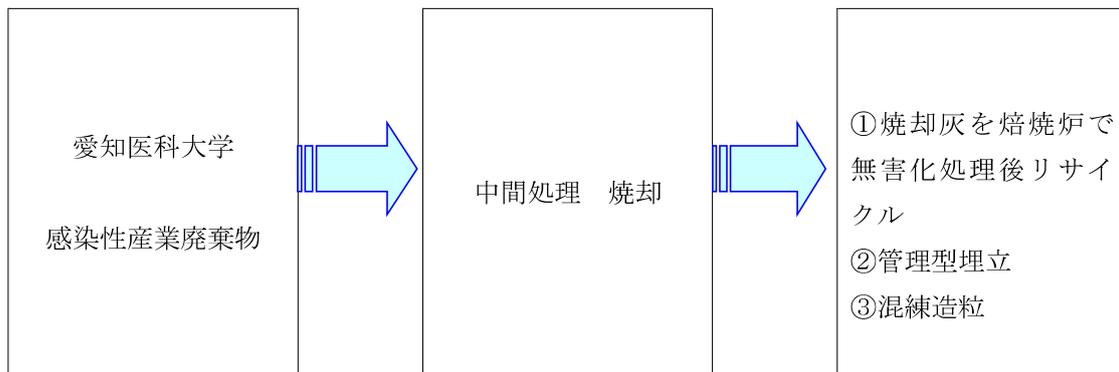
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	342 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	342 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可証の内容と実態が一致していることを確認。 ・ 委託する廃棄物の量に対して、処理能力は十分であることの確認。 ・ 廃棄物を適正に収集運搬できる車両及び容器を使用していることの確認。 ・ 電子マニフェストでの管理。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	332 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	332 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証の内容と実態が一致していることを確認。 ・委託する廃棄物の量に対して、処理能力は十分であることの確認。 ・廃棄物を適正に収集運搬できる車両及び容器を使用していることの確認。 ・電子マニフェストでの管理。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



焼却施設
処理能力：130t/日，318t/日×2基
発電能力：800kw，4050kw

① 焙焼施設
処理能力 200 t/日
処理能力 187 t/日
上層路盤材の原料として販売。

② 管理型埋立処分場
埋立容量
12,807,077 m³
リサイクルの過程で発生する残渣物等の埋立処分

③ 中間処理後の残渣物を路盤材料、覆土材にリサイクル

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

資料2

(1) 責任者及び管理組織図

- 廃棄物処理委員会

廃棄物処理に関する検討

 - 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進
 - 計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項の検討
 - ・委員長：特別管理産業廃棄物管理責任者
 - ・委員：関連部門教授、准教授、部長（中央検査部/薬剤部/看護部/病院事務部）
 - ・法人本部：管財・契約室

- 廃棄物処理の統括者（学長）

 - 廃棄物処理方針の策定
 - 大学としての廃棄物管理規程の策定
 - 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

- 管理責任者

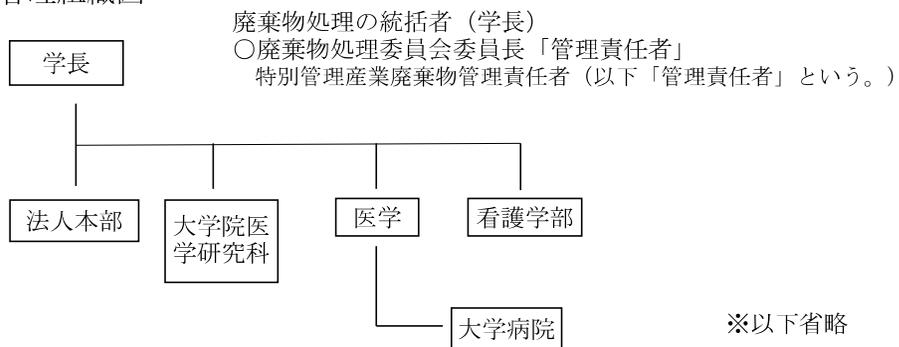
□特別管理産業廃棄物管理責任者

 - 廃棄物処理計画の作成
 - 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 - 教育、啓発に関すること。

- 廃棄物取扱責任者

 - 委託契約の締結
 - 監督官庁への各種報告
 - 処理業者、選定及び管理
 - その他、関係する事項

廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

- ①管理体制
 - ・全学的に連絡を密にし、廃棄物の適正処理のため、ごみの分別回収・減量等、環境負荷への低減を図ることに勤める。

- ②教育研修
 - ・発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し教育、啓蒙を行う。